会員事業主 各位

古川労働基準監督署長

死亡災害等の続発による労働災害防止の取組強化について(緊急要請)

日頃より、労働行政、特に労働災害防止に対しては格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当署においては、皆様方の御努力により、平成30年11月以降、3年以上死亡災害ゼロを継続していたところですが、昨年12月27日、大崎市内の建設事業者が管理する採石場内において、重機を用いて除雪作業行っていた労働者が自ら運転していた重機に轢かれ死亡するという痛ましい死亡災害が発生してしまいました。

さらに、本年1月6日には、電気機械器具製造工場における爆発事故により、2名の労働者が負傷する災害が発生し、年末年始労働災害防止強化運動期間中に大きな災害が続発する事態となってしまったところです。

当署といたしましては、これ以上の労働災害続発を止めるために、これまで皆様方が取り組んできた安全衛生の基本的取組である、「不安全状態」の解消、「不安全行動」の防止への取組を具体的にどう実行していくべきなのか、何を意識してこれを防止していくのかを改めて再確認していただき、この確認事項の徹底については、「安全宣言」として明確に示した上で管理者のみならず、労働者個々人も自覚して安全衛生取組の再徹底を図る必要があると考えるところです。

つきましては、貴職におかれましても、これらの労働災害防止の取組強化に努めていただきますよう要請するとともに、併せて再び「死亡災害ゼロ」を当たり前にするために、そして「労働災害ゼロ」を実現するために、下記「労働災害防止の取組強化のための安全宣言書」の取組みの積極的な実施をお願いいたします。

記

1 取組内容

- (1)作業中の「不安全状態」の解消、「不安全行動」の防止のために実施すべき事項について、 労使共同で検討し、別紙1の「労働災害防止の取組強化のための安全宣言書」として表明 すること。
- (2) 表明した安全宣言書については、<u>朝礼場所やタイムカード・日報提出箇所等、日常的に作業者の目に触れる箇所へ掲示等により全作業者が確認できるよう周知、啓発</u>を行うこと。 そして、事業場幹部や責任者等のみならず、労働者各人の安全衛生意識の高揚を図ることにより、全社的に「労働災害は絶対に起こさない、起こさせない」といった労働災害防止気運の醸成を図ること。

2 報告等

本要請に関する事業場の取組状況について、別紙2の「労働災害防止の取組強化のための安全宣言書取組状況報告」により、令和4年2月21日までに所属団体あてに報告すること。

(問合せ先) 古川労働基準監督署 安全衛生課 TEL 0229-22-2112 FAX 0229-23-7968